

島根県新型コロナウイルス感染症PCR等検査無料化事業（感染不安を感じる無症状の方向け）の開始について

本日、島根県対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、新型コロナウイルス感染症への感染不安を感じる無症状の県民に対して、検査受検の要請を決定しました。検査受検の要請の期間は、令和4年1月13日から令和4年1月31日までです。

この検査については、県の登録を受けた事業者の検査場所において無料で受けることができます。

1 無料検査の対象者及び実施期間

(1) 無料検査の対象者

感染不安を感じる無症状の方（県内在住者に限る。）

(2) 実施期間

令和4年1月13日（木）から令和4年1月31日（月）まで

※無症状の方のみ対象です。発熱等の症状のある方は医療機関に事前連絡のうえ、受診してください。かかりつけ医がない場合は、「しまね新型コロナウイルス感染症『健康相談コールセンター』」にご相談ください。

※ワクチン・検査パッケージ制度を利用する際やイベント・旅行等の際に陰性の検査結果の確認が必要な場合の無料検査（12月27日報道発表）については引き続き実施しています。

2 受けることができる検査内容

| 検査の種類 | 検査結果判定に要する期間 | 検査結果の有効期限 |
|--------------------------------------|--|-----------|
| PCR検査等 (LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含みます) | 数時間 (検査機関へ検体を送付する場合は、結果通知が翌日以降となる場合もあります) | 検体採取日+3日 |
| 抗原定性検査 (簡易キットによる迅速検査) | 約30分 | 検査日+1日 |

3 検査の流れ

- (1) 県に登録された事業者の検査場所にお越しくください。予約が必要な場合もあります。
- (2) 窓口で検査申込書をご記入ください。
本人確認のため身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）の提示が必要です。
- (3) 検査を受けます。検査の種類は事業者によって異なりますので、以下のホームページをご確認ください。
- (4) 検査結果は事業者から対面、郵送、メール等によりお知らせします。

4 登録事業者

令和4年1月12日現在の登録事業者は別紙のとおりです。
以下のホームページに掲載していますのでご参照ください。
なお、検査実施場所等の情報は随時追加します。

(参考)：島根県PCR等検査無料化事業ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/shimaneno_iryu/corona/pcr_muryo.html